Living information

お知らせ

千葉県最低賃金が時間額1,026円に

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」(地域別最低賃金)が改正されました。

令和5年10月1日から 時間額 1,026円 (従来の984円から42円引き上げ)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃

金室または最寄りの労働基準監督署へお問い 合わせください。



閻千葉労働局賃金室 **☎**043-221-2328 千葉労働局ホーム ページはこちら↑

令和5年度「全国労働衛生週間」

令和5年度「全国労働衛生週間」が10 月1日~7日まで実施されます。 全国労働衛生週間は、労働者の健康 管理や職場環境の改善など「労働衛生」 に関する国民の意識を高め、職場の自 主的な活動を促して労働者の健康を確 保することを目的に毎年実施されてい ます。

今年度のスローガン 「**目指そうよ二刀流** こころとからだの健康職場」

誰もが快適で健康に働ける職場づく りへのご協力をお願いいたします。

- **固**千葉労働局労働基準部健康安全課
- **2**043-221-4312

ご存じですか?労働委員会 ~個別的労使紛争のあっせん~

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利益変更などの労働関係のトラブルについて、労働委員会の委員が間に入って、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは無料で、労働者、使用者 どちらからでも申請できます。あっせ んを希望される方は、お気軽にお問い 合わせください。

申問千葉県労働委員会事務局(千葉県 庁南庁舎7階)

2043-223-3735

千葉県農業用生産資材価格高騰 緊急支援事業

千葉県では、農業用生産資材の価格高 騰の影響を受ける農業者を支援します。

支援対象となる農業者

生産性向上に取り組む農業者

- ※個人事業主の場合、原則として青色 申告を行っている農業者
- ※直近の決算における生産資材費(種苗 費、農具費、農薬衛生費、諸材料費 の合計)が20万円以上である農業者

給付額

直近の決算における生産資材費の1割 (上限20万円)

申請期間

8月30日(水)~12月15日(金)

※令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者は、令和6年1月31日(水)まで

▲ここは広告枠です

▲ここは広告枠です